

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年2月4日

【会社名】

株式会社フジ・メディア・ホールディングス

【英訳名】

FUJI MEDIA HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 清水 賢治

【本店の所在の場所】

東京都港区台場二丁目4番8号

【電話番号】

東京(3570)8000(大代表)

【事務連絡者氏名】

財経局長 後藤 剛

【最寄りの連絡場所】

東京都港区台場二丁目4番8号

【電話番号】

東京(3570)8000(大代表)

【事務連絡者氏名】

財経局長 後藤 剛

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、株式会社レノ（以下「レノ」といいます。）、株式会社エスグラントコーポレーション（以下「エスグラント」といいます。）、株式会社シティインデックスファースト（以下「シティインデックスファースト」といいます。）、野村絢氏（以下「野村氏」といいます。）及び村上世彰氏（以下「村上氏」といいます。）、レノ、エスグラント、シティインデックスファースト、野村氏を総称して「レノら」、レノら及び村上氏を総称して「村上氏ら」といいます。）との間で、当社が自己の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得するために実施することを検討していた、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け（以下「本取引」といいます。）に関して、2026年2月3日付で、自己株式取得に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたしました。本契約には、レノらが本取引に応じる旨の合意に加え、株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意、株主による当社の株式の譲渡その他の処分について当社の事前の承諾を要する旨の合意及び株主が当社との間で定めた株式保有割合を超えて当社の株式を保有することを制限する旨の合意が含まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該契約を締結した年月日

2026年2月3日

(2) 当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所

名称	株式会社レノ
住所	東京都渋谷区南平台町3番8号

名称	株式会社エスグラントコーポレーション
住所	東京都渋谷区南平台町3番8号

名称	株式会社シティインデックスファースト
住所	東京都台東区蔵前三丁目13番14号

氏名	野村絢
住所	ブキットタンガロード、シンガポール

氏名	村上世彰（注）
住所	ナッシュモード、シンガポール

（注）2025年9月30日現在の当社株主名簿によれば、村上氏は、同日時点で当社株式を保有しておらず、当社株主ではありません。

(3) 当該合意の内容

本契約において、当社は、以下の内容を含む合意をしております。

ア 株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

村上氏らは、本契約締結後において、レノらが保有する当社株式の全部（以下「売付対象株式」という。）に關し、株主総会の招集請求権、議題提案権及び議案提案権、取締役会議事録及び会計帳簿等の閲覧謄写請求並びに株主代表訴訟の提起その他の一切の株主権（但し、剰余金の配当を受ける権利は除く。）を行使してはならず、また、(i)村上氏の2親等内の親族（疑義を避けるために付言すれば、村上氏の配偶者及び野村氏の配偶者も含む。）及び(ii)村上氏ら、(i)に該当する者、又は村上氏らの株主、役員若しくは従業員のいずれかが単独又は複数で共同して、直接若しくは間接に支配する若しくは過半数を出資する又は構成員、役員若しくは従業員である法人、組合その他これらに類する組織（以下「村上氏ら関係者」といいます。）をして、売付対象株式に關し、一切の株主権を行使させてはならないこと。

イ 株主による当社の株式の譲渡その他の処分について当社の事前の承諾を要する旨の合意

村上氏らは、本契約締結後において、売付対象株式（その全部であるか一部であるかを問わない。）に関し、本取引によって買い付けられなかった株式について、法令に違反しない態様で、速やかに市場（ToSTNeT-1又はToSTNeT-2によるものを除く。）で売却する場合（疑惑を避けるために付言すれば、公募によらずに少数の機関投資家に同時又はほぼ同時にまとまった量の株式を売却する態様のいわゆるブロックトレード及びそれに類する取引は含まれない。）を除き、譲渡、移転、承継、消費貸借、質入れ、担保権設定、寄付その他の処分を一切行ってはならないこと。

ウ 株主が当社との間で定めた株式保有割合を超えて当社の株式を保有することを制限する旨の合意

村上氏らは、自ら及び村上氏ら関係者をして、本契約締結日以降、本取引の決済日に至るまで、自己の名義であるか否かを問わず、直接又は間接に当社株式を取得せず且つ取得させないものとし、また、当社株式に係る議決権の行使に関する指図権を取得せず且つ取得させないこと。

(4) 当該合意の目的

本契約の締結は、当社が、当社における機動的かつ安定的な事業運営を実現するとともに、当社が2025年5月16日に策定し、同年9月30日及び11月10日にアップデートした「改革アクションプラン」（以下「改革アクションプラン」といいます。）における企業価値の向上等の取り組みを加速していくために行う本取引の実現可能性を高めることを目的としております。

(5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、改革アクションプランに基づき、グループ各社と共に人権・コンプライアンス意識の向上とガバナンス体制の強化に加えて、中長期的な企業価値の向上に向け、事業改革と資本の最適化に向けた検討を進めてまいりました。そして、当社は、2025年9月30日付「改革アクションプラン 9月アップデート」に記載のとおり、2029年度までの自己株式取得の目標を、2025年5月16日発表の1,000億円超から2,500億円規模に引き上げること等により、2030年度に自己資本純利益率（ROE）5%以上の達成を目指しております。かかる目標に基づき、2025年11月10日付「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」のとおり、資本効率の向上及び継続的な企業価値・株主価値の向上を図ることを目的に、取得し得る株式の総数2,000万株（上限）、株式の取得価額の総額500億円（上限）とした自己株式の取得を決議し、2026年2月3日までに取得株式数3,857,700株、取得価額14,045,546,600円の取得を進めてまいりました。他方で、当社は大株主であるレノラとの協議を継続する中で、レノラに対し、改革アクションプランのさらなる強化・推進を決定・公表した場合、保有する当社普通株式について市場その他において売却の意向があるか否かを確認したところ、そのような場合には、レノラにおいて売却の選択肢を模索する意向があることを認識・確認しました。

このような状況の中、当社は、当社における機動的かつ安定的な事業運営を実現するとともに、改革アクションプランにおける企業価値の向上等の取り組みを加速していくため、当社がレノラの所有する当社普通株式を自社株買いによって取得することが、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に大きく資するものであると考えるに至りました。具体的には、今般、自社株買い実施の前提のひとつであった業績回復に關し、当社子会社の株式会社フジテレビジョンの放送収入が順調に回復基調にあり、それに伴い2026年2月3日付「通期業績予想の修正」のとおり、親会社株主に帰属する当期純利益が増益基調に転じる見込みとなっていること、及び、2026年2月3日付「都市開発・観光事業への外部資本導入の検討開始決定のお知らせ」のとおり、都市開発・観光事業に外部資本の導入を行い、その結果として当社グループ全体として財務余力が生じると見込まれることから、かかる財務余力は、ROE目標の早期達成に向けて、自己資本を一定規模に抑制することに資する配当や自己株式取得等の株主還元の強化、またメディア・コンテンツ事業への成長投資の拡充に充てる方針であるところ、（ ）本自己株式取得（以下に定義します。）の規模は大規模なものであって、仮に、取得上限を上回る数の当社普通株式の売付注文があれば、約2,350億円相当の当社普通株式を取得することとなるため、改革アクションプランにおいて目標として掲げている2029年度までに2,500億円規模の自社株買いを行って自己資本を圧縮するとの目標の達成に向けて大きく前進し、改革アクションプランにおいて掲げている「2030年度にROE 5%以上」の早期達成に寄与すること、そして、（ ）当社株式の流動性及び市場価格への影響を一定程度緩和しつつ、レノラ以外の当社株主の皆様にも市場での売却機会を付与するという点において、当社及び当社株主の皆様にとって望ましいことを踏まえ、当社がレノラの所有する当社普通株式を自己株式の取得により買い付けることが有益であると考えるに至りました。

以上を踏まえ、当社は、レノラと協議を重ねつつ、検討を進めた結果、2026年2月3日開催の取締役会において、当社取締役10名全員（監査等委員4名全員を含む。）の賛成により、この度、新たに総額2,350億円の自己株式取得の取得枠を設定すること（以下「本自己株式取得」といいます。）を決議いたしました。なお、上記のとおり、当社は、レノラとの協議を継続する中で、レノラの保有する当社普通株式について、売却される可能性があると認識していたことから、当社株式の流動性及び市場価格に与える影響等に鑑み、レノラに対して、本取引への協力を打診しておりましたところ、2026年2月3日付で、レノラとの間で、売付対象株式について、本取引への売付申込を行うこと等を内容とする合意に至りました。

(6) 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

本契約は、当社における機動的かつ安定的な事業運営を実現するとともに、改革アクションプランにおける企業価値の向上等の取り組みを加速していくことを目的として締結するものであるため、当社の企業統治に不適切な影響を及ぼすものではなく、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものと考えております。

以上